

(5) 民有地を含めた緑化・保全

取組 15 民有地緑化の支援				
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

都市の緑は、人々に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高め、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしています。

これまで、国、県、市町村は、公園緑地の整備や緑地保全・都市緑化の推進を図ってきましたが、市街地の多くの部分を占める民有地の緑が減少しており、ヒートアイランドの緩和や生物多様性の確保などの観点からも、民有地の緑化を推進する必要があります。

愛知県では、現在、都市の緑の保全と創出を一層推進することとし、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」により市町村等が行う取組を支援しています。緑の基本計画では、本県と連携して質の高い民有地の緑化を推進するため、当事業の積極的な活用を促進し、都市環境の改善を図ることを記載することが考えられます。

「あいち森と緑づくり事業」のイメージ

緑の街並み推進

市街地の民有地において、まとまった規模での優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進します。

空地緑化 (名古屋市)

空地緑化 (大府市)

屋上緑化 (名古屋市)

壁面緑化 (小牧市)

駐車場緑化 (名古屋市)

身近な緑づくり

市街地の既存樹林を市町村が買い取り、保全します。市街地において新たな緑地を創出します。

樹林地保全 (扶桑町)

美しい並木道再生

都市の顔となる地区の道路において、美しい並木道を再生します。

街路樹の再整備 (豊川市)

県民参加緑づくり

公有地で行われる県民参加による緑づくり活動を推進します。

園庭の芝生化 (一宮市)

資料: あいち森と緑づくり事業 PRパンフレット

取組 16	緑の環境学習の推進
-------	-----------

都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
-----------	---------	---------	-------	-------

対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑
----------	---------	------------	----------

本県では、社会の低炭素化や自然との共生、資源循環といった取組が進み、県民が将来にわたり安全・安心して暮らせる、環境・経済・社会が調和した持続可能な地域を目指しています。持続可能な社会の形成には、「自らが持続可能な社会づくりに関する高い意識を身に付け、自らの価値観により意思を決定し、行動していくことができる人材」が求められており、本県では、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を目的として、「愛知県環境学習等行動計画 2030」を平成 30 年 3 月に策定し、環境学習等を推進しています。

各市町村の緑の基本計画においても、都市の緑化や緑の保全を推進する間接的な施策として、住民等の意識啓発等の取組みを位置づけていくことが必要です。

■環境学習等の推進（市町村に期待される取組み）

●地域の特性を活かした環境学習等を実施できる環境づくり

市町村は、地域の実情にあった環境学習等の取組の方向性を定め、そのために必要な計画の策定や指導者の育成・活用といった仕組み等を整えていくことで、地域コミュニティや地元の学校、事業者、NPO等が、地域の特性を活かした環境学習等に取り組みやすい環境をつくることができます。

～よりよい学びとするために～

- ・地域の各主体とビジョンや課題認識を共有する
- ・身近にある場や機会を活かして環境学習等を促進する

●事業体としての環境負荷低減に向けた、職員への環境学習等の実施

市町村自体も事業体であることから、事務や事業に伴う環境負荷の軽減を図るための取組（環境マネジメントシステムの導入など）や、職員への環境面での持続可能な社会づくりを目指した環境学習等を充実させることが必要です。

●環境学習等を行う各主体への支援

各主体等が行う環境学習等を発展的・継続的に促進するためには、行政による様々な支援が重要です。単独の市町村だけでは難しい取組も、各主体との連携・協働により実施することで容易となり、住民の多様なニーズに合わせたきめ細かい行政サービスを提供できます。

～よりよい学びとするために～

- ・教材やプログラムなどの提供・貸与など、側面からサポートする
- ・環境学習等の機会についての情報を分かりやすく提供する
- ・環境学習等に取り組む各主体をつなぐ
- ・優れた取組を発掘・発信する
- ・行政情報を環境学習等に活かす

資料：愛知県環境学習等行動計画 2030

取組 17	多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進			
都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	

緑が有する多様な機能または効果を、現在だけでなく将来の住民も享受できる都市を形成するためには、行政や住民、民間事業者、NPO等の各主体が協働して、その保全と創出に取り組むことが重要です。

都市の緑化をまち全体で推進していくためには、多様な主体の協力体制が必要です。このため、緑の基本計画に、緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）や公園愛護会等の都市緑化関係団体の育成・活用を図るための方策や、住民、民間企業等が参加する緑化活動やこれを支援する方策について記載することが必要です。また、各市町村の特性や住民等の緑化活動等の状況を踏まえた、様々な普及啓発活動の方策等について記載することが必要です。

■ 県民協働の事例

<p>※著作権により公表不可のため省略</p>

取組 18 緑化重点地区の指定

都市緑地法との対応 都市公園の整備 都市公園の管理 緑地の確保 緑化の推進

対応する基本方針 **いのちを守る緑** **暮らしの質を高める緑** **交流を生み出す緑**

緑化重点地区は、各市区町村の都市における緑地の状況等を勘案し、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める地区であり、必要に応じて緑の基本計画に定めるものです。

具体的には、例えば、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等において、地形、地物、宇界等で区域を設定して緑化重点地区を定め、当該地区において講じる緑化施策について定めることが考えられます。

都市緑地法運用指針では、「緑化重点地区においては、市町村による重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等、それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるので、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましい。」とされており、この考えに基づく検討が必要です。

■当該地区において講じる緑化施策例

- ・ 緑地協定及び市民緑地契約の締結
- ・ 市民緑地設置管理計画の認定
- ・ 公共公益施設の緑化
- ・ 地区計画等の区域における緑化率規制
- ・ 民有地緑化に対する助成
- ・ 都市公園の整備

■緑化重点地区の設定例（豊田市）

特に緑の環境都市軸上の都心周辺（約 500ha）においては、緑化の推進を重点的に図る「緑化重点地区」に設定し、緑の拠点となる都市公園の整備、道路や河川及び庁舎等の緑化を推進し、都心の水と緑のネットワークを形成します。さらに、都心（約 196ha）においては、緑化地域制度^{※12}等に基づき緑化の促進を図ります。



資料：豊田市緑の基本計画

取組 19 緑化地域の指定による緑化推進

都市緑地法との対応 都市公園の整備 都市公園の管理 緑地の確保 緑化の推進

対応する基本方針 **いのちを守る緑** **暮らしの質を高める緑** **交流を生み出す緑**

緑化地域制度は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。

愛知県内では、名古屋市と豊田市が指定しています。 ※愛知県HP 緑を守る・創る制度など

緑の基本計画では、都市緑地法運用指針において、必要に応じて、緑化地域の指定について定めることが望ましく、各市町村の都市における緑地の状況等を勘案し、緑化の義務づけに関する事項のほか、地域全体の緑化を効果的・総合的に推進するために講じる施策等についても定めるべきであるとされています。 ※都市緑地法運用指針（P5、8）を再構成

■緑化地域の設定例（豊田市）

都心中心部は緑が少ない状況となっています。今後、更なる宅地化の進展により、今ある緑は一層減少することが予想されます。

また、都心中心部においては、熱帯夜が年々増加するなどヒートアイランド現象が顕在化しており、人々が快適な生活を送るためにも身近な緑の存在は欠かせません。

緑化地域の指定により、環境モデル都市にふさわしい、賑わいと潤いが共存した緑あふれる都心を形成し、居住する市民や来街者が将来にわたり永続的に体感できる緑を創出していきます。



建ぺい率	緑化率等	内 訳
60%の地域	20%	15% + 5%
80%の地域	10%	5% + 5%

【注意事項】角地緩和など建築基準法による建ぺい率の緩和を受けている建築行為の際には、別途ご相談ください

都市計画法 条例

資料：豊田市HP

取組 20	保全配慮地区等を活用した緑の継承
-------	------------------

都市緑地法との対応	都市公園の整備	都市公園の管理	緑地の確保	緑化の推進
-----------	---------	---------	-------	-------

対応する基本方針	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑
----------	---------	------------	----------

本県は、都道府県別の社寺仏閣数が第1位であるなど、歴史文化に関わる地域資源が多いことが特徴の一つとして挙げられます。このため、各市町の緑の基本計画において、保全配慮地区を定めるなど、これらの資源や空間を地域の魅力づくりに繋げられるような位置づけや具体的な施策を検討することが望ましいです。

■保全配慮地区について

保全配慮地区は、都市緑地法第4条第2項第5号の規定に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」であり、必要に応じて緑の基本計画において定めるものです

保全配慮地区は、市区町村における緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市区町村が市民緑地や条例による保全措置、市民緑地契約の締結等により緑地の保全を図るべき必要があると認められるものについて定めることが望ましいです。

また、例えば、市民緑地契約を締結することにより保全を図ろうとする緑地のみを対象として指定するだけでなく、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然的環境の保全を図ることが望ましいです。

保全配慮地区で考えられる施策

- ・地区計画等の区域内における緑地の保全
- ・市民緑地契約の締結
- ・風致地区の指定
- ・保存樹・保存樹林の指定
- ・都市公園の整備
- ・生産緑地でない農地の保全や活用方策
- ・市区町村の条例に基づく緑地保全施策 等